

## はしがき

---

経済格差の拡大、18歳人口の激減、高等教育の変革を迫る圧力の増大、文系バッシング——このような時代の中にあって実定法解釈学の授業をどのように変えるべきかを考え、私見を公表してきた（拙著『法学部は甦る！（上）』[現代人文社、2014年]等参照）。本書は、授業のあり方に関する私見に基づいて執筆した、ニュータイプの教科書である。以下のような特色を持つ。

第一に、高等教育改革の要請に応え、アクティブラーニング型授業での使用に耐えるものにした。本書を用いた授業時間外学修が容易にできるよう、講義動画をYouTubeにアップし、基本的知識の理解・定着を図る「これだけは！シート」をwebページ（[www.nakagawatakahiro.com](http://www.nakagawatakahiro.com)）にアップしている。本書と合わせてこれらのマテリアルを活用することにより、反転授業を行うことが容易にできる。もちろん、一方通行型の授業であっても、本書や関連マテリアルは学生の自習に役立つだろう。

第二に、不況対策である。経済的理由により長距離通学を余儀なくされる学生が増えている。分厚い六法と判例学習教材のみならず、分厚く重い教科書（頁数に比例して価格も高くなる）まで持たせて通学させるのは気の毒である。何とか頁数を少なくして持ち運びやすくし、かつ、価格を下げねばならない。しかし教科書の質を落とすわけにはいかない。そこで、①条文の多くは条数を掲げるにとどめ、文言の参照は六法に委ねた。②紹介する判例は原則として最高裁判例に限り、かつ、詳細な検討は判例学習教材に委ねた。③学説は原則として判例を正当化するもの1つとそれに対抗するもの1つを紹介するにとどめ、それ以上の事柄についてはwebページに掲載している「文献ガイド」に盛り込むことにした。このように多くをアウトソーシングした結果、300頁弱のボリュームに抑えると同時に初学者の学修を容易にし、司法試験の準備にも使えるだけの情報量も確保できた。

第三に、文系の学問にふさわしく、紙幅の許す限り私見を入れてみた。常識を破壊する物の見方に触れて対峙することにより、人間・社会を見る眼を豊か

にしていくというのが文系学問の普遍的な学び方であろう。条文・判例を紹介するだけの教科書では学修者の思想を深めることはできないし、己の思想を鍛えるよう学修者に指示しておきながら、執筆者の思想は示さないのは背理である。

私見の基盤となるものの見方は「訴訟関与者のコミュニケーションの適正化」である。応訴強制され、裁判の結果を自己決定できない被告人が、主体性を害され、個人の尊厳を傷つけられないよう、他の訴訟関与者とのコミュニケーションの適正化が図られねばならない。このようなものの見方を事実認定の場面に適用した報告を日本刑法学会で行ったことがある（拙著『刑事裁判・少年審判における事実認定』[現代人文社、2008年] 289頁に、その内容が掲載されている）が、本書ではこれを刑事手続の全場面に適用し、個々の解釈論に反映させてみた。1990年代末期から現在に至るまで、効率性を重視した刑事訴訟法の改正が幾度も行われている。刑事手続に限らず時代の風潮は効率性の重視に傾いているが、効率性の追及にはヒューマンティの破壊という弊害が伴いやすい。他の領域ではこの弊害を弾劾する理論が多数出ている。刑事手続の領域において同種の理論を提示することには意味があると信じている。

本書の刊行にあたり、学部時代から指導を賜っている村井敏邦先生に感謝申し上げる。村井敏邦編著『現代刑事訴訟法』（三省堂、1990年）の刊行と同時に村井ゼミに所属した私は、この名著が絶版になっていることをずっと残念に思ってきた。本書を後継の書にするという強い思いがあったのだが、浅学の故、結果が伴わなかったことを申し訳なく思う。また、本書は國學院大學2017年度国内派遣研究の成果である。まとまった研究を行う機会を与えてくださった國學院関係者のみなさまに感謝申し上げます。最後に、編集の労をとっていただいた法律文化社代表取締役社長の田麿純子さんに御礼申し上げます。田麿さんは、大学の教育改革に対し出版社がどのようなアシストをすべきかについて真摯に考え続けていらっしゃる方である。本書を2016年12月に構想してからわずか16か月で刊行できたのは、ひとえに田麿さんのご尽力によるものである。

2018年3月

中川 孝博